実施方針等に関する説明会

がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業

実施方針及び要求水準書（案）の概要

令和8年10月19日（月） 蒲郡市 市民生活部 共創共生課 みらいキャンバス準備室

本資料について

- 本資料は、令和8年9月25日に公表した実施方針及び要求水準書（案）の概要を説明するため、その記載内容を要約・整理したもの（一部、基本構想等の内容を含む。）です。
- **本事業への参加のご検討にあたっては、本資料ではなく、実施方針及び要求水準書（案）（別紙資料・参考資料を含む。）の記載内容に基づいてご検討ください。**
- 本資料と実施方針等の記載内容に相違がある場合は、実施方針等の記載内容を優先します。
- 本日の説明は、公表資料に定める条件を変更、追加するものではありません。

本日の説明内容・当日の行程

1. 事業の概要（現施設の課題・延床面積の見直し）
2. 民間事業者の募集及び選定
3. リスク分担・モニタリング等
4. 本施設の立地・施設要件
5. 要求水準書（案）の概要
6. がまごおり「みらいキャンバス」に込める想い
7. 質問の受付・今後の予定等

※各スライドの下部に、実施方針及び要求水準書（案）等の主な記載箇所を示しています。

当日の行程（予定）

時間	内容
13:20～14:00	事業概要等の説明
14:00～15:00	蒲郡市民会館 見学
15:00～15:25	移動
15:25～16:05	蒲郡市立図書館 見学
16:05～16:30	移動
16:30～17:00	事業予定地 見学

- 進行状況により、見学時間及び終了時刻は前後する場合があります。
- 写真撮影は本事業の検討用とし、人物が写りこまないよう、ご配慮ください。
- **口頭による質問は受け付けません。所定の質問書により提出してください。**

事業の目的及び本施設の基本的な考え方

基本理念「共創」、基本方針「融合」「成長」に基づき、5つの機能を複合化し、各機能を有機的に結びつけることで、新たな価値を創出する。

本施設の基本的な考え方

中央図書館として、基本的な図書館サービスを確実に継承し、静かに集中できる環境と、集い・語らい・学び合う環境の共存を図る

市のメインホールとして、文化芸術活動を支える

誰もが気軽に訪れ自分らしく過ごせる居場所、多様な学び・活動・交流を支える拠点として、「共創」の実現を目指す

各機能が本来担う役割を確実に果たせるよう専門性・快適性等を確保した上で、融合と成長を通じた、複合化による新たな価値の創造を期待

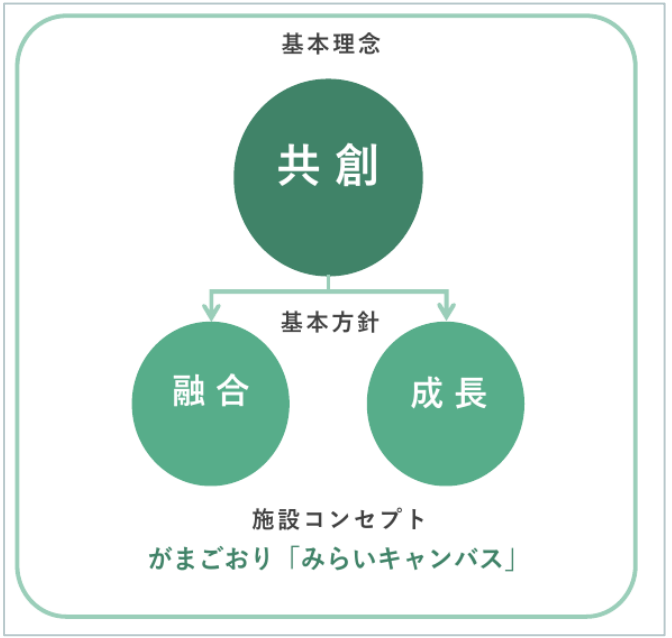

図：基本理念・基本方針・施設コンセプト
（出典：がまごおり「みらいキャンバス」管理運営計画）

記載箇所 実施方針 第1の1(4)／要求水準書(案)第1の2(1)

現図書館の課題を踏まえて重視すること

現図書館の現状と課題

- 建設から50年以上が経過し、県内の公立中央図書館で最も古く、老朽化が進んでいる。バリアフリーも充分な状況にない（基本構想）
- 開架スペースなど本とふれ合う空間が手狭で、ゆとりある書架間隔が確保できていない（基本構想、別紙2）
- 静寂な場が中心で、学習・閲覧のための席の充実や、会話しながら学び合える場が求められている（基本構想、別紙2）
- 開架率が40%にとどまり、手に取って触れられる資料が少ない。開架図書の新鮮度にも課題がある（基本計画）
- レファレンスサービスは、国立国会図書館のレファレンス協同データベース事業から令和7年度まで14年連続で表彰されている（基本計画）

本事業で重視すること（要求水準書（案））

- 静かに読書や学習に集中できる環境と、人が集い、語らい、学び合う環境をともに備え、両者の共存を図る（第1の2(1)）
- 計画的な資料の収集・除籍により開架資料を確保し、施設の各所で本と出会え、活動や学びとの接点を増やす（第7の4(1)ア(イ)②a・④a、別紙2）
- 高く評価されているレファレンスサービスを継承し、地域資料・郷土資料の活用やデジタル技術の活用を通じて、市民の調べものや学びをより深く支える（第7の4(1)ア(イ)②d、別紙2）
- 現図書館の評価を受け継ぎ、基本的な業務を確実に遂行した上で、みらいキャンバスらしい取組を行う（第7の4(1)ア(イ)①）

記載箇所 基本構想Ⅰ-3(1)・Ⅲ-2／基本計画第1章4・第4章2(2)／要求水準書（案）第1の2(1)、第7の4(1)ア(イ)、別紙2

現市民会館の課題を踏まえて重視すること

現市民会館の現状と課題

- 老朽化が進み、人口規模に対してホールの規模も過大である（別紙3、基本構想）
- 大ホールと中ホールの動線に課題がある。ホールの席は、古く、狭く、舞台が見えにくい（別紙3）
- 会議室などの諸室は、面積や配置などから稼働率が低いものがあり、より使いやすいよう、各室の規模・設備等の見直しが必要である（基本構想、基本計画）
- 諸室が壁で囲まれた部屋となっており、互いの活動を見る・見られる環境となっていない（基本計画を踏まえ整理）

本事業で重視すること（要求水準書（案））

- メインホールは800席以上とし、舞台芸術を上演するホールとしての性能を堅持する。多目的ホールは200席以上とする（別紙3）
- 市のメインホールとして文化芸術活動を支え、吹奏楽を中心とした「音楽のまち」蒲郡の文化芸術の発信拠点となる。開放時には誰でも気軽に利用できる「開かれた」ホールとする（第1の2(1)、別紙3）
- 会議や活動のための諸室は、活動の様子が適度に伝わり、新たな参加や交流につながる開かれた空間とする（第2の4(1)イ、別紙2）
- 「利用申込がない諸室・スペースは閉めておく」ことを前提とせず、多様な活用へ柔軟に転用できる運営を前提とした計画とする（第2の4(1)ア(ア)）

記載箇所 基本構想Ⅰ-3(2)／基本計画第4章2(1)・第5章／要求水準書（案）第1の2(1)、第2の4(1)ア・イ、別紙2・3

延床面積の見直し

市の大型投資事業の進め方の見直し方針に基づき、必要な機能は維持しつつ、延床面積については10,800㎡を目安とする提案を可能とし、民間事業者の創意工夫をより一層活かし、より効率的かつ効果的な施設整備・運営につなげる。

延床面積の変更

資料	延床面積
管理運営計画（R8.6）	13,000㎡
要求水準書（案） （R8.9）	10,800㎡を目安 （原則13,000㎡上限）

要求水準書（案）の施設要件

延べ面積は10,800㎡を目安とし、原則として13,000㎡を上限

類似する諸室の集約、多用途化、共用部の有効活用等により合理化・効率化を図る場合は、10,000㎡以上の範囲で縮減する提案も可

機能・性能と事業・サービスの質を確保でき、十分な有効性・合理性がある場合は、理由と効果の明示を条件に10,000㎡未満も可

記載箇所 市公式ウェブサイト（令和8年9月25日更新）／管理運営計画／要求水準書（案）第2の3(1)

事業名称・事業方式・事業範囲等

事業名称	がまごおり「みらいキャンバス」整備運営事業
対象施設	共創・図書館・ホール・生涯学習・こども・子育ての5機能を含む複合施設（公の施設）
事業方式	DBO方式（事業者が設計・建設・工事監理・維持管理・運営を一括して行い、所有と資金調達は市が行う）を想定
事業範囲	統括管理、設計、建設、工事監理、運営、開業準備、維持管理の7業務
市が実施する業務	生涯学習機能の事業、直営事務室の運営、図書館分室に係る業務、学校図書館の運営支援 ※図書館分室・学校図書館は、市と事業者で協議の上、別途委託により事業者に委託予定（令和13年度頃から）

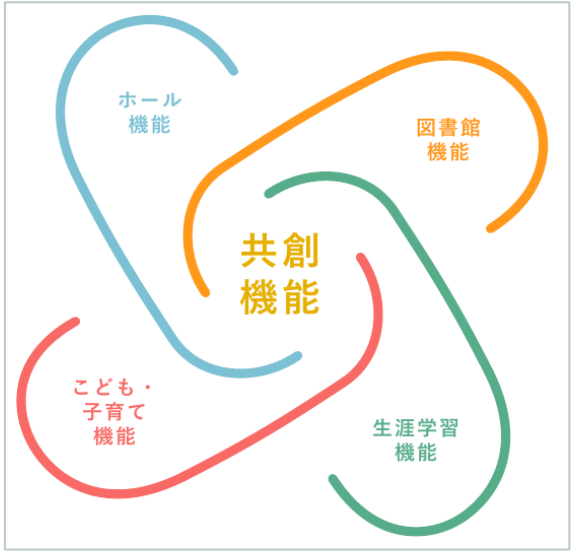

図：共創機能を中心とした各機能の関係性
（出典：がまごおり「みらいキャンバス」管理運営計画）

記載箇所 実施方針 第1の1(1)～(3)、(6)～(8)

事業スケジュール（予定）

項目	事業期間等
基本協定の締結	令和9年10月頃
事業契約の締結	令和9年12月頃
統括管理期間	事業契約締結日 ～ 令和24年3月31日
設計・建設期間	事業契約締結日 ～ 令和13年10月31日
開業準備期間	事業契約締結日 ～ 供用開始日の前日
供用開始日	令和14年3月
維持管理・運営期間	供用開始日 ～ 令和24年3月31日

実施設計（建築確認申請を除く。）は令和11年3月末までに完了

開業準備に必要な期間を確保し、供用開始に支障がない場合に限り、提案により建設期間の終期の延長を認める

記載箇所　実施方針 第1の1（9）表1

契約の形態

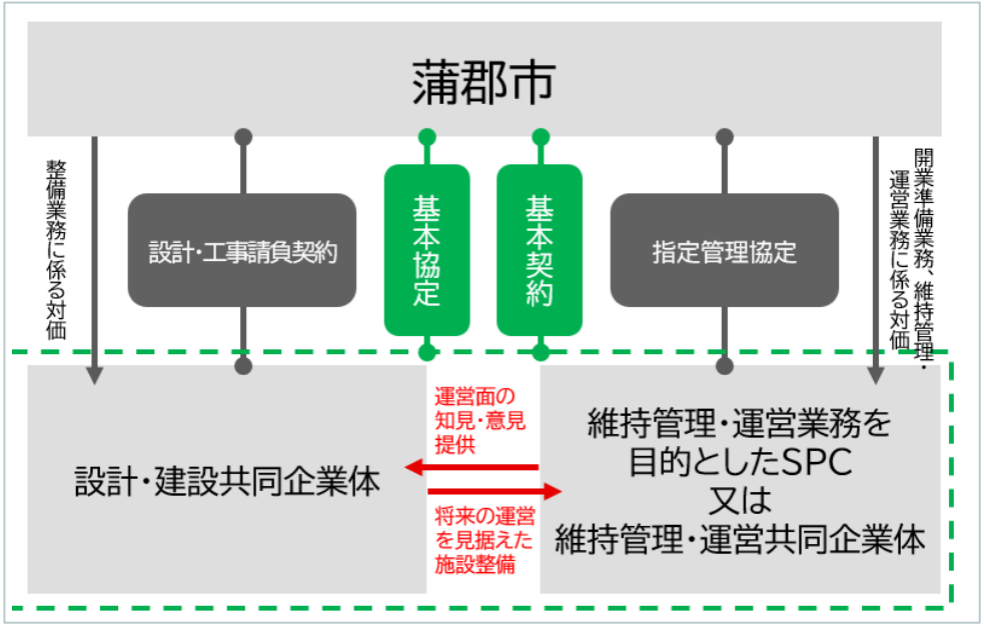

図表1　本事業における契約の形態（例）（出典：実施方針）

- 優先交渉権者の決定後、基本協定を締結
- 基本契約、設計・工事請負契約、指定管理協定の仮契約を締結し、令和9年12月（予定）の市議会の議決を経て本契約へ移行
- **契約金額は提案価格を上限とする**
- 図表1は一例であり、全ての事業契約を締結する限り、他のスキームの提案も可
- 付帯事業の契約は事業契約に含まず、別途契約を締結

記載箇所　実施方針 第2の6（1）図表1

事業者の収入及び費用

市が支払う対価・財政支援

事業者の提案金額を基に決定した金額を支払う（整備は設計・工事請負契約、運営等は指定管理協定による）

運営業務等の対価の一定額は、開業準備期間中の各年度末に支払う

設計費・建設費の一部は国庫補助金・市債等で調達し、設計・建設期間に支払う予定

事業者の収入・費用

施設運営収入	利用料金収入、基本事業収入、飲食・物販スペース運営収入（独立採算）、自主事業収入（独立採算・任意）、その他収入
付帯事業収入	民間収益事業者が独立採算・任意で実施する事業の収入
事業者が支払う費用	行政財産の目的外使用料（飲食・物販スペース等）、貸付の賃貸料（民間収益施設を整備する場合）

記載箇所 実施方針 第1の1(10)、第7の2

選定の手順及びスケジュール（予定）

公募型プロポーザル方式により選定

日程	内容
令和8年10月23日（金）	実施方針等に関する質問受付締切
令和8年11月27日（金）	質問回答の公表
令和9年1月上旬	特定事業の選定、公募（募集要項等の公表）
～令和9年2月下旬（A） 2月下旬～3月下旬（B）	参加表明・資格審査書類の受付
令和9年3月中旬／4月中旬	第1回競争的対話（A／B）

日程	内容
令和9年5月中旬～下旬	第2回競争的対話
令和9年7月下旬	事業提案書の受付締切
令和9年9月下旬	優先交渉権者の決定
令和9年10月頃	基本協定の締結
令和9年11月中旬	事業契約の仮契約の締結
令和9年12月頃	事業契約の締結

記載箇所 実施方針 第2の1・2 表2

応募者の構成・参加資格要件

応募者の構成

- 7業務を行う企業が構成員又は協力企業として含まれるグループ
- 他の応募者の構成員・協力企業としての重複参加は不可
- 市内企業の参画など、地域経済への配慮が望ましい
- SPCの設立は任意（設立する場合は仮契約締結までに市内に設立、構成員全体の出資比率の合計は50%超）
- 事業期間途中の代表企業の交代も可（参加表明～契約締結までの代表企業の変更は不可）

主な実績要件（1者以上・平成23年度以降）

設計・工事監理	公共図書館（1,000㎡以上）、公共ホール（400席以上）、公共施設（5,400㎡以上）の設計実績
建設	公共施設（5,400㎡以上）の建設実績、総合評点1,200点以上
運営・開業準備	公共図書館・公共ホールの運営実績
維持管理	公共施設（5,400㎡以上）の維持管理実績

※名簿登録、一級建築士事務所登録、特定建設業許可等の要件を含め、正確な要件は実施方針 第2の4（3）（4）をご確認ください。

記載箇所 実施方針 第2の4、第2の6（2）

提案の審査・競争的対話

審査の流れ

資格審査 → 提案審査（基礎審査 → 総合評価）

基礎審査：提案上限価格の範囲内であること、要求水準等を充足していることを確認（満たさない場合は失格）

総合評価：選定委員会の評価により最優秀提案者を選定（プレゼンテーションを想定）

審査事項（想定）：全体計画、整備業務、運営業務、開業準備業務、維持管理業務、提案価格 等

選定委員会の委員への接触等の働き掛けは失格

競争的対話

資格審査通過者を対象に実施予定

市の意向への理解促進、役割・リスク分担の齟齬の最小化や要求水準未達の防止等を目的とする

	時期
第1回	A：令和9年3月中旬／B：令和9年4月中旬
第2回	令和9年5月中旬～下旬

結果（質疑応答等）は、正当な利益を害するおそれがあるものを除き、市公式ウェブサイトで公表予定。

記載箇所 実施方針 第2の3(8)、第2の5

リスク分担の考え方

リスクを最もよく管理できる者が分担するとの考え方に基づき、事業者が担当する業務に伴うリスクは原則として事業者が負い、市が負うべき合理的な理由がある事項は市が負う。分担は原則として「別紙 リスク分担表(案)」による。

リスク分担表(案)のうち注記が付されている主な項目

項目	分担の考え方(要約)
契約締結(議会の否決)	それまでの応募・選定手続において支出した費用は、市・事業者がそれぞれ負担
不可抗力	一定の金額までを事業者、それを超える部分を市が負担(詳細は募集要項等で示す)
物価変動	変動の一定幅までを事業者、一定幅を超えた額を市が負担(詳細は事業契約書で定める)
施設損傷(第三者に起因)	市が主に負担。ただし、事業者が適切な維持管理・運営を行わなかったことによる損傷は事業者負担

記載箇所　実施方針 第3の1、別紙 リスク分担表(案)

モニタリング・事業の継続が困難となった場合の措置等

モニタリング

市は、要求水準の達成状況、サービス内容、財務状況を、設計期間中から維持管理・運営期間中までモニタリング

費用は市が負担。事業者は人的経費等を自ら負担して協力

水準未達の場合は、改善勧告 → 対価の減額等 → 契約解除（市の裁量）の順で対応

履行保証・事業継続困難時の措置

設計・建設期間は、履行保証保険の付保等による履行保証を想定

事業者の責めによる場合：改善勧告の上、改善がなければ契約解除（損害賠償）

市の責めによる場合：事業者は契約解除が可能（損害賠償）

不可抗力等の場合：事業継続の可否を協議

記載箇所 実施方針 第3の3・4、第6

事業用地の敷地条件・本事業の施設要件等

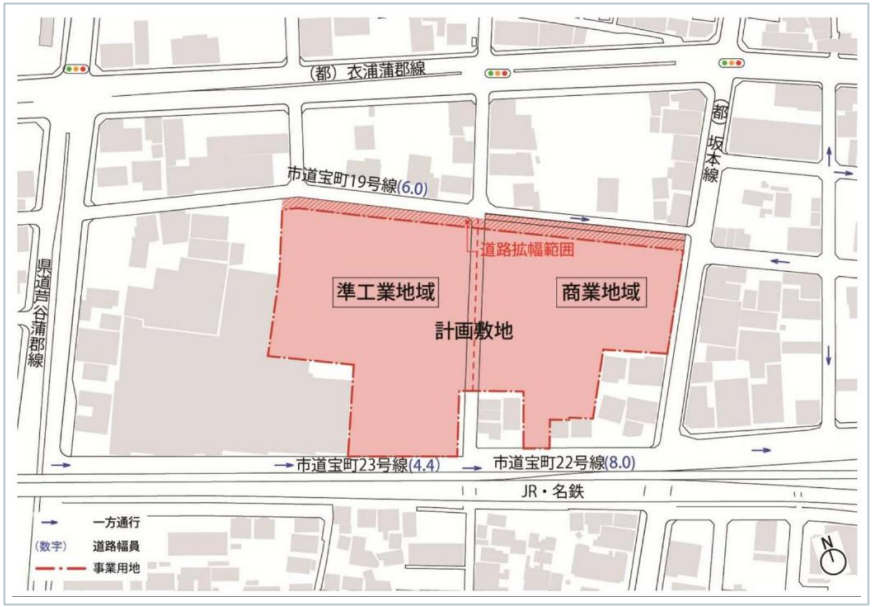

図表2 事業用地の敷地条件(出典:実施方針)

所在地・面積	蒲郡市宝町の一部 14,625.89㎡
用途地域 (建蔽率／容積率)	商業地域(80%／400%) 準工業地域(60%／200%)
延べ面積	目安10,800㎡(上限13,000㎡) ※民間収益施設は含まない
配置・構造・階数	事業者提案による
駐車台数	施設利用者用130台以上、関係者用15台程度

立地条件(要求水準書(案)第2の1)

- 市道の拡幅・廃道を令和10年度末までに別事業で予定
- インフラ接続・移設の費用は事業者負担
- 鉄道に近接するため、近接施工協議を事業者が実施(対策も事業者の責任・費用負担)
- 事業者が行った地盤調査の結果が参考5と相違しても、要求水準の変更の対象外

記載箇所 実施方針 第4の1 図表2、第4の2 図表3／要求水準書(案)第2の1

総則:要求水準書の位置づけ・費用負担・請負代金額等

要求水準書の位置づけ・費用負担等

- 優先交渉権者の決定及び事業実施状況評価の基準。提案の水準が本書を上回るときは、提案の水準を優先的に適用(第1の1(1))
- 本書に記載された業務の費用は、特段の断りがない限り一切を事業者が負担(募集要項等から知り得ない事項を要因とする増減は、合理的であることが協議で確認できた場合に限り変更の対象)(第1の2(8))
- 光熱水費は事業者負担。ただし、引渡し後から令和14年3月31日まで及び令和14～16年度分は実費精算(同)
- 各業務の全部の第三者委託は不可。全体統括責任者、運営・企画プロデューサー、各業務責任者は業務期間中常勤(第1の8)
- 市が帰宅困難者一時滞在施設を開設する場合は全館休館とし、市に使用させる(費用は市が負担)(第1の13)

請負代金額(第1の12)

- 統括管理費・設計費・工事費・工事監理費で構成
- 工事費は内訳書の細別の単価について合意する方式(積算時点は公募の日)
- 設計完了時・施工時の請負代金額の変更は、事業者の責めに帰さない事由による設計変更の場合のみ
- 物価変動:公募の日から12月経過後、変動前残工事費と変動後残工事費との差額のうち、変動前残工事費の1000分の15を超える額につき、市又は事業者の請求により変更(指標は「建設物価」建築費指数(名古屋)を基に協議)
- 事業者の責めによらない数量変動リスクは市が負担

記載箇所 要求水準書(案)第1の1(1)、第1の2(8)、第1の8、第1の12、第1の13

施設:がまごおり「みらいキャンバス」の基本的な考え方

整備方針(第2の2(1))

① 多様な活動が生まれる「融合」空間の創出

② 興味の変化に対応し、永く愛される空間の実現

施設構成(第2の2(2))

必要な機能を「部屋」ではなく「場」として捉え、「9つの場」を設定

各場は全体がゆるやかにつながる一体的な空間とする一方、音やプライバシーに配慮し、仕切られた部屋や閉じることができる部屋も設ける

各「場」に属する諸室をまとめて配置することを求めるものではない
(第2の4(1)ア)

	みらいスペース 憩い・つながる場 自由な居場所であるとともに、蒲郡の多様なヒト・コト・モノが出会い、つながる	みらいスタジオ 知の拠点 新たな知識・情報・経験に触れ、「知りたい」学び「やってみたい」活動を深め、高めていく	みらいステージ 発信・表現の場 学び、活動したことを発信や表現によって人に伝えて、学びが循環し、一人ひとりがかがやく
ひとりで	ひとりだけの時間を大切にできる。 ほっと一息ついたり、 自由にくつろいだりできる場。 → ほっとくつろぐ場	勉強、読書、仕事、調べもの、本探し…。 ひとりでやりたいことに じっくり向き合う場。 → じっくり集中する場	好きなこと、今ハマっていること、 面白いと思ったことなどを、 自由に発信できる場。 → じわじわ発信の場
だれかと	だれかと待ち合せたり、 おしゃべりしたり、買い物したり。 賑やかな声と雰囲気が広がる場。 → がやがやおしゃべりの場	共通の趣味の情報交換、ミーティングなど。 本のある空間で、 だれかと何かを語り合う場。 → わいわい学び語る場	ちょっとした工作からデジタル工作まで、 つくりたいものを だれかと一緒に作れる場。 → ガチャガチャものづくりの場
みんなで	こどもがのびのびと遊び、学べる。 大人たちが見守りながら、 みんなで未来を育む場 → すくすく育みの場	興味のある講座に参加したり、講座を開いたり、「学びあい」から 発見と体験がある場。 → わくわく発見・体験の場	芸術を鑑賞する、 日ごろの成果を発表する等、 生のパフォーマンスで感性を育む場。 → キラキラパフォーマンスの場

表:9つの場(出典:がまごおり「みらいキャンバス」管理運営計画)

記載箇所 要求水準書(案)第2の2、第2の4(1)ア

施設:別紙2 諸室の要求水準(記号・面積・席数等の取扱い)

要求水準書(施設全体に共通する事項)と別紙2(諸室・スペースごとの事項)の要求水準を併せて満たすこと。

記号の主な意味(別紙2(1)(3))

開/閉/開閉	開かれた空間/仕切られた空間/可動間仕切り等で切替え
集約可	類似機能の諸室を1室・1スペースに一体化可(各項の機能・利用条件の確保が条件)
非設置可	各項の条件の範囲で全部又は一部を設けない提案可(最低室数・代替機能等の条件あり)
◇	実施の有無、仕様、配置等を事業者の提案に委ねる

※別紙2では、諸室・スペースを「9つの場」ごとに整理し、「求められていること」「基本的な考え方」「要求水準」等を示しています。

面積・席数等の取扱い(別紙2(1)(2)(3)カ)

- 類似する諸室の集約、多用途化、共用部の有効活用等による面積の合理化・効率化の提案可
- 諸室の床面積は計画上の参考値。各項の機能・性能、利用人数等を確保し、延べ面積の条件を満たすことを前提に増減の提案可
- **学習・閲覧席は施設全体で330席以上(うち学習用170席以上)、一部は予約席**
- **開架率50%以上、児童書の割合30%以上**
- 「○席程度」等は目安。大きく下回る提案は、より具体的な根拠を示すこと

記載箇所 要求水準書(案)別紙2(1)(2)(3)

統括管理業務:全体統括責任者と運営・企画プロデューサーの役割

将来の運営を見据えた視点を設計・建設業務に適切に反映させ、施設整備と運営を一体的に捉え、事業者の専門的な知識・技術・ノウハウを最大限に結集する。(第3の1(1)要約)

全体統括責任者

- 全期間にわたり代表企業から配置し、事業全体を統括(第3の1(4)ア)
- 各構成員の提案・意見を集約・意図伝達・調整し、整備から維持管理・運営までを包括的に行う利点を活かした事業実施を図る(第3の2(1)イ(イ))
- 月1回以上、市、運営・企画プロデューサー及び各業務責任者を集めた会議を開催し、情報共有・業務調整を行う(第3の2(1)イ(イ))
- 各業務の履行状況・コスト・収支を管理し、サービスの質の確保と事業の安定的な継続を図る(第3の2(1)イ(オ))

運営・企画プロデューサー

- 事業契約締結日から配置し、本施設全体の運営方針・企画立案に係るプロデュース全般を担う(第3の1(4)イ)
- 開業準備(主に市民共創・広報)から運営(主に基本事業)まで、一貫性・連続性を確保して総合的にプロデュース(第3の2(2))
- 開業準備・運営・維持管理に携わる者の意見を集約し、自らの専門的知見・ノウハウとともに設計・建設業務に伝達(第3の2(2))
- 伝達事項が反映されるよう、設計・建設の各段階で確認・調整(第3の2(2))

【連携】設計・建設期間の全体統括責任者は、運営・企画プロデューサーと連携して、運営業務、開業準備業務及び維持管理業務に携わる者の意見を十分に把握し、設計業務・建設業務に適切に反映(第3の2(1)イ(ウ))

記載箇所 要求水準書(案)第3の1(1)(4)、第3の2(1)(2)

統括管理業務:実施体制イメージ(参考)

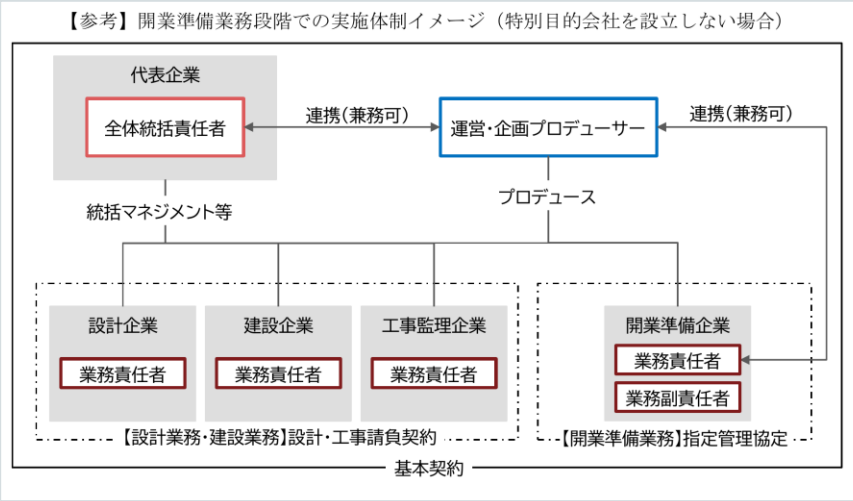

開業準備業務段階

全体統括責任者及び運営・企画プロデューサーは、事業契約締結後14日以内に市に届出(事業開始後の変更は、変更の60日前までに届出)(第3の1(4)ア・イ)

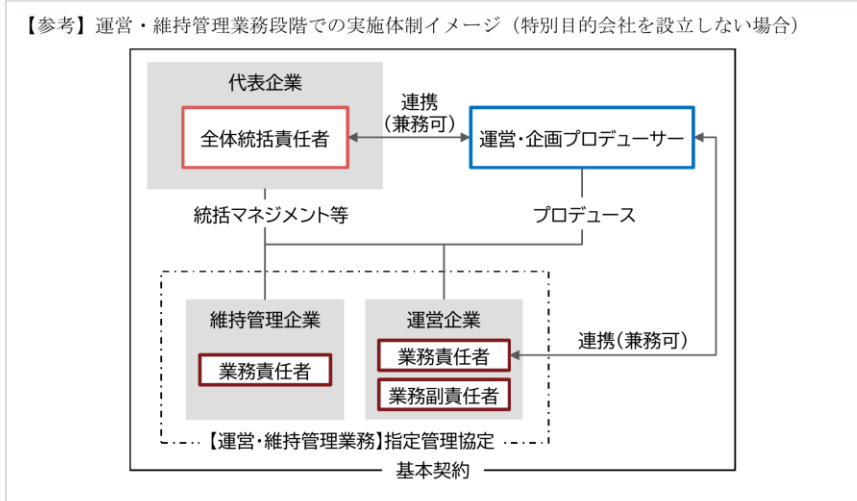

運営・維持管理業務段階

運営・企画プロデューサーは、要求される職責を適切に果たせる限り、全体統括責任者、開業準備業務責任者又は運営業務責任者との兼務可(第3の1(4)イ)

記載箇所 要求水準書(案)第3の1(4)(図は【参考】特別目的会社を設立しない場合の実施体制イメージ)

統括管理業務(その他)・設計業務・建設業務・工事監理業務

統括管理業務(第3)

- 代表企業に、事業全体の「マネジメント」と、設計・建設段階での品質・工期・コストの「コントロール」を求める
- 事業期間途中の代表企業・全体統括責任者の交代も可(交代時は十分な引継ぎ等を行う)
- 事業計画書に、業務の達成状況を確認・評価する指標(KPI等)を含める
- 運営開始5年度目に中間評価を行い、6年度目以降の業務に反映

設計・建設・工事監理業務(第4～第6)

- 実施設計(建築確認申請を除く。)は令和11年3月末までに完了
- 工事・引渡しは令和13年10月31日までに完了できるよう計画(開業準備に必要な期間を確保し、令和14年3月の供用開始に支障がない場合に限り、より後とする提案も可)
- 別紙2・3・4の什器・備品設備等の調達・設置は建設業務(所有権は市に帰属)。ただし、OPAC端末・自動貸出機等の情報システム関係の機器は、開業準備業務(情報システムの構築業務)で調達
- 工事監理は、基本理念や施設コンセプトが施工段階まで適切に実現されるよう監理

記載箇所 要求水準書(案)第3～第6、第8の2(3)ア、別紙4、別紙5 4(3)

運営業務(1)基本方針・業務区分・開館時間・利用料金

市民の「やりたい」にヒト・モノ・コトをつなげて共に「創る」運営の実現を目指す。市は、長く財政的に持続可能性のある新たな公共施設の運営スタイルの構築を期待。(第7の1(1)要約)

防災・安全管理に配慮しつつ、デジタル化や受付コアタイムの設定等の提案により、省人化・費用対効果の最大化に努める(第7の1(1))

必須業務の各年度の利益の一定割合を、翌年度の基本事業の充実を通じて市民に還元(還元率は事業者提案・協議により合意)(第7の2(4)ウ)

必須業務:基本事業、情報システム、生涯学習機能の支援、広報・宣伝、飲食・物販、駐車場、視察対応、セルフモニタリング／任意業務:自主事業、付帯事業(第7の2(1))

開館時間・休館日・利用料金(第7の3)

開館時間	9時～21時
コアタイム	対人サービスは10時～18時を基本に設定。それ以外はセルフサービスを基本(問合せ・安全管理・緊急時対応等の体制は確保)
休館日	週1回(曜日は提案)及び年末年始。利用可能日を増やす提案も可
利用料金	参考7の上限額を上限として提案。事業者が実施する基本事業での施設利用は全額免除

記載箇所 要求水準書(案)第7の1～3

運営業務(2)基本事業・実施体制・その他の業務

基本事業:管理運営計画の取組内容を参考に、生涯学習機能を除く4つの機能の事業・サービスを企画・提供(第7の4(1)ア)

共創機能	図書館機能	ホール機能	こども・子育て機能
情報発信／活動支援／交流促進／会員管理／居場所・学びの環境の充実／諸室等の貸出	資料・情報の収集・提供／蒲郡アーカイブ／レファレンス／アウトリーチ	発信・表現の促進／公演・展示の鑑賞／可変する空間の提供／鑑賞者を増やす拡張機能／ホール等の貸出	子育て支援センター／こどもの居場所・学びの場／活動託児／ファミリーサポートセンター

実施体制(第7の3(4)(5))

- 一部業務(こども・子育て機能、総合案内等)の第三者委託可
- 館長:公共図書館・ホール等の運営に責任的立場で3年以上の経験
- 図書館:図書館長を配置。一般資料等の従事者の5割以上は司書。管理運営経験3年以上の職員を5名以上
- ホール:本番時メイン3名、多目的1～2名を原則
- 子育て支援センター:専従2名(営業時間内は保育士1名以上)

その他の必須業務・任意業務(第7の4)

- 飲食・物販スペース:独立採算。少なくともコアタイムの間は営業
- 駐車場:8時30分～21時の営業は必須(公演等で21時以降も利用が見込まれる場合は延長)。最初の1時間無料
- 自主事業:あらかじめ市に提案し、承認を得て実施
- 付帯事業:事業用地内に民間収益施設(別棟又は合築)を整備し、収益事業を行うことも可

記載箇所 要求水準書(案)第7の3(4)(5)、第7の4

開業準備業務・維持管理業務

開業準備業務(第8)

開館前から市民共創活動を継続的に実施し、開館後へ円滑に移行できる環境を整える

業務区分:市民共創／広報・宣伝活動／運営準備／開館記念／セルフモニタリング

開業準備室は現図書館・現市民会館内に設置することも可能(使用料は市が負担)

2万冊程度(電子図書を含む。)を選書し、市の承認を得て購入。開館時の蔵書数は23.5万冊程度、開架率50%以上

維持管理業務(第9)

警備:24時間365日。有人警備は必須としないが、職員等が適時巡回

修繕:大規模修繕は想定しない。必要な修繕は、市の責めに帰すべき事由によるものを除き事業者が実施

修繕費は各年度300万円(税込)以上の均等額を提案金額に計上

区分	負担者
提案時の修繕費と前年度までの剰余分の合計額を超える部分	市
上記合計額以下の部分(剰余分は翌年度に繰越し、終了時に残額を返還)	事業者

※合計額を超える修繕及び1件100万円(税込)以上の修繕は、あらかじめ市の承認が必要。
※事業者の責めに帰すべき事由による修繕の費用は、全額を事業者の負担とする。

記載箇所 要求水準書(案)第8・第9

がまごおり「みらいキャンバス」に込める想い

要求水準書（案）に示した、市が大切にしている考え方を6つに整理しました。

1 誰もが自分らしく過ごせる居場所

中央図書館・メインホールの役割を基盤に、誰もが自分らしく過ごせる居場所へ。静かに過ごしたい人、対話を楽しみたい人など、利用スタイルの違いを受け止める。

（第1の2(1)、第2の2(7)）

2 「部屋」ではなく「場」で考える

施設種別でゾーニングを分けず、横断して居場所をつくり、活動が見える空間に。興味の変化に応じて使い方を選べる、可変性のある空間とする。

（第2の2(1)(2)、第2の4(1)ア）

3 施設整備と運営を一体的に捉える

設計・建設・運営・維持管理などの各業務を一貫させ、将来の運営を見据えた視点を設計・建設に反映し、専門的な知識・技術・ノウハウを最大限に結集する。

（第2の3(2)、第3の1(1)）

4 各機能の専門性を活かし、一体となって運営する

各機能が本来担う役割を確実に果たしながら、機能や担当業務で組織が分断されることなく、「みらいキャンバスの運営」として一体的に事業を企画・実施する。

（第1の2(1)、第7の1(1)イ(ア)）

5 市民と共に創り、「成長」し続ける

開館前から市民とのつながりを育み、多様な関わり方から「学びの循環」を生む。前例にとらわれず挑戦し、市もパートナーとして共に取り組む。

（第7の1(1)、第8の1(1)）

6 長く持続可能に、地域と共に

長く財政的に持続可能な運営スタイルとライフサイクルコストの低減を図り、市内事業者の参画など、地域社会・地域経済の活性化に配慮する。

（第1の14、第7の1(1)、第9の1(1)）

記載箇所 要求水準書（案）（各項目の記載箇所は各カードの右下に記載）

質問の受付・資料の貸与・今後の予定

実施方針等に関する質問(第2の3(2))

受付期間	令和8年10月23日(金)17時まで
受付方法	様式2により電子メールで提出(件名は実施方針に定めるとおり)
回答	令和8年11月27日(金)に市公式ウェブサイトで公表予定

資料の貸与(第2の3(3))

参考1～6は、様式3の提出を条件に貸与(受付は事業提案書の受付締切まで)。使用後は破棄し、様式4を令和9年10月29日(金)までに提出。

今後の予定(第2の2、第8の2)

- 令和8年12月:債務負担行為の設定に関する議案を市議会に提出
- 令和9年1月上旬:特定事業の選定、公募(募集要項等の公表)
- 令和9年12月:事業契約、施設条例、指定管理者の指定に関する議案を市議会に提出

問合せ先(第8の4)

蒲郡市 市民生活部 共創共生課
みらいキャンバス準備室(蒲郡市役所本館1階)
〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号
電話:(0533)66-1219
メール:mirai-canvas@city.gamagori.lg.jp

本事業への参加のご検討にあたっては、実施方針及び要求水準書(案)(別紙資料・参考資料を含む。)の記載内容に基づいてご検討ください。

記載箇所 実施方針 第2の2、第2の3(2)(3)、第8

最後に

がまごおりの「みらい」を、共に描くパートナーとして

想いを共有し、創意工夫を

「市が求める要求水準を満たした上で、応募者による創意工夫を発揮した提案を期待する。」

（要求水準書（案）第1の1（2））

「前例にとらわれたり変化をおそれたりすることなく、常に新たな試みに挑戦する姿勢を持って事業・サービスの向上に取り組むこと。」
（要求水準書（案）第7の1（1）イ（イ）運営における「成長」）

ご清聴ありがとうございました

蒲郡市民会館　1階

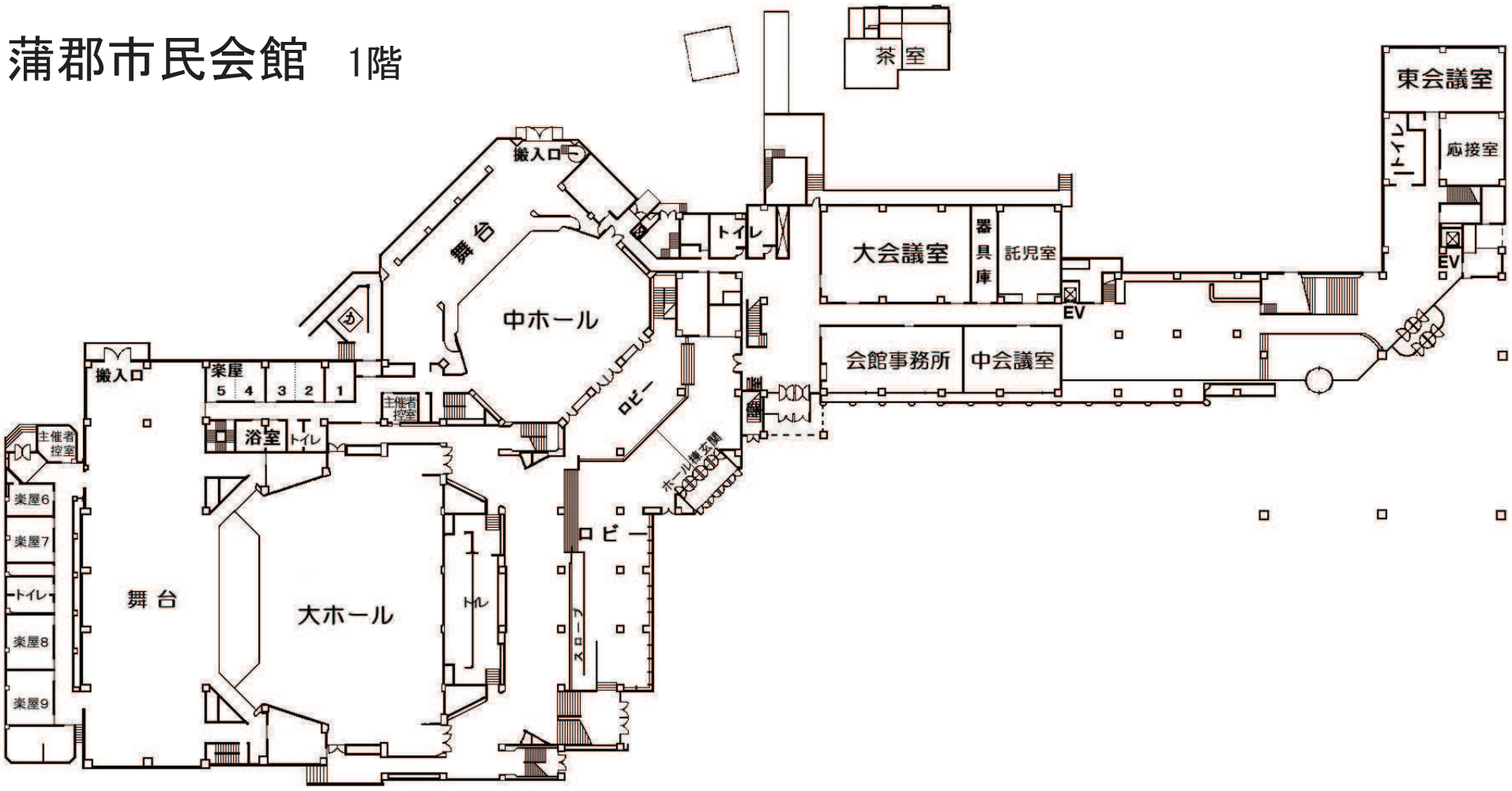
茶室
東会議室
トイレ
応接室
EV
搬入口
舞台
トイレ
大会議室
器具庫
託児室
EV
中ホール
ロビー
会館事務所
中会議室
搬入口
楽屋
5 4 3 2 1
主催者控室
浴室
トイレ
ホール楽屋口
主催者控室
楽屋6
楽屋7
トイレ
楽屋8
楽屋9
舞台
大ホール
トイレ
スロープ
ロビー

2階

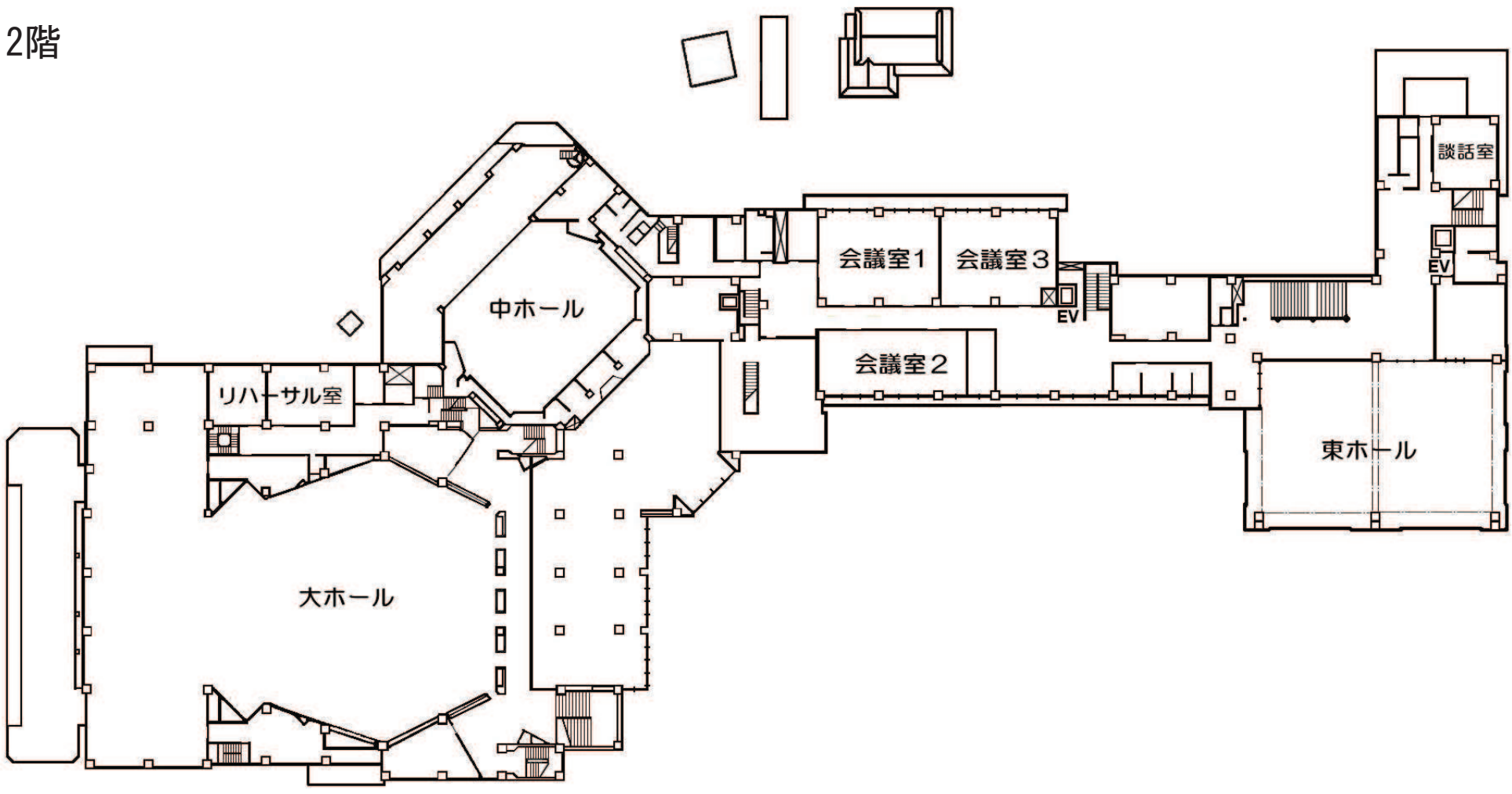
談話室
EV
会議室1
会議室3
EV
中ホール
会議室2
リハーサル室
東ホール
大ホール

蒲郡市立図書館

館内配置図　　本館　Ⅰ階

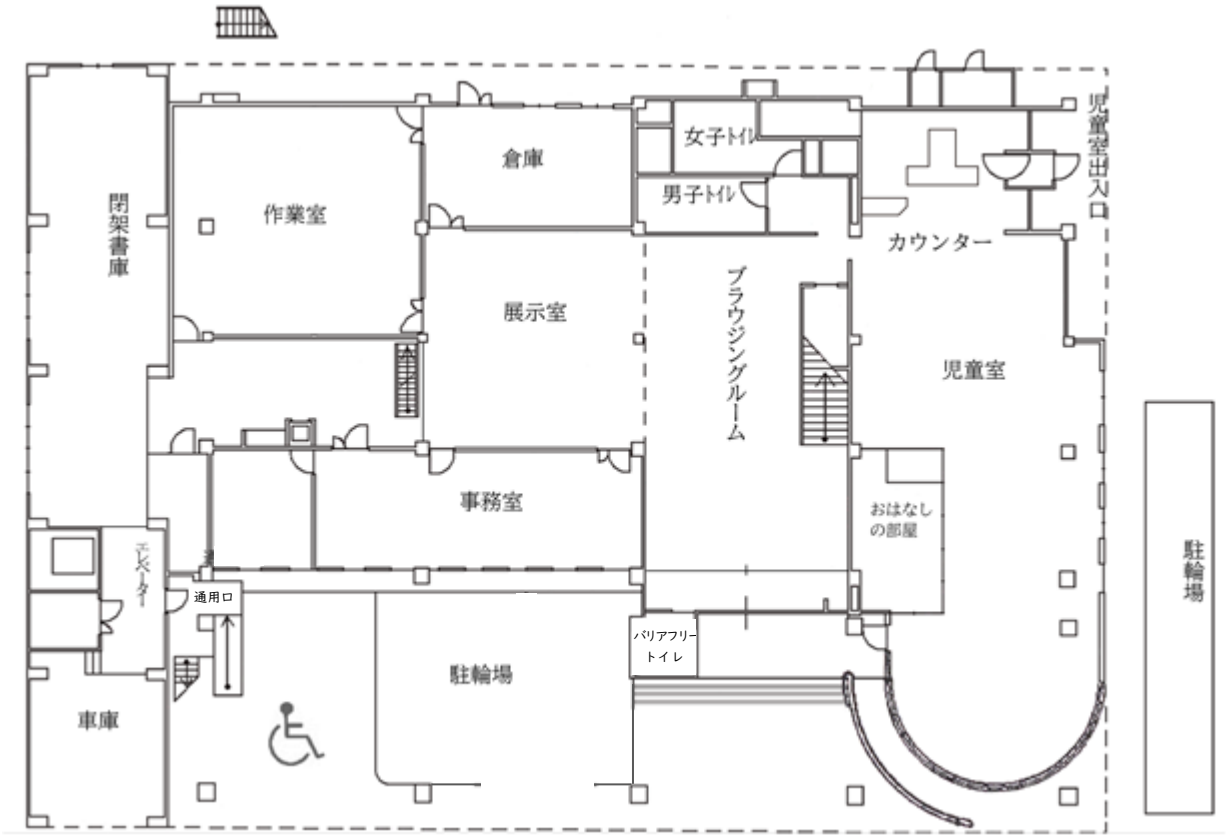

２階

